給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

（様式は長岡市ホームページからもダウンロードできます。）

※処理事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度

A欄 ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年　月　日

長岡市長様

特別徴収義務者（給与支払者）

所在地	郵便番号 －
フリガナ	
名称及び代表者名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号		
宛名番号		
担当者連絡先	課名	
	氏名	
	電話	（　　）　－

納税義務者（給与所得者）			異動の事由	異動年月日	（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ		生年月日	□退職 □転勤 □休職・長欠 □死亡 □会社解散 □住所誤報 □少額給与 □支払不定期 □事業専従者	・　・	円	月分から 月分まで 円	月分から 5月分まで 円	□ 特別徴収継続 →C欄記入 □ 一括徴収 月分（　月　日納期）で納入→B欄①記入 □ 普通徴収（個人で納付） →B欄②記入
氏名		S H　・　・						
個人番号								
旧住所	（1月1日現在の住所…必ず記入願います）							
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）							

B欄 ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）の一括徴収について

①一括徴収の理由

1 異動が　年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出）
2 異動が　年1月1日以後で特別徴収の継続の希望が無いため

②一括徴収できない理由

（○印をつけてください）
1 最後の給与若しくは退職手当が未徴収税額より少ないため
2 異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
3 その他　理由（　　）

1月1日から4月30日までの期間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	一括徴収予定額 合計（上記(ウ)と同額）
・	円	円
・	円	
・	円	

※長岡市処理欄		
6月		切替普徴額
7月以降		

C欄 転勤等による特別徴収届出書

（市区町村コード１５２０２１）

月割額　　円

月分から徴収し納入します。

特別徴収義務者（給与支払者）

所在地	郵便番号 －
フリガナ	
名称及び代表者名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号		新規
新受給者番号（必要な場合のみ）		※
担当者連絡先	課名	
	氏名	
	電話	（　　）　－

ご注意

1 「特別徴収義務者指定番号」「宛名番号」の欄には特別徴収税額通知書に記載された番号を必ず記入してください。

2 転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先でA欄の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「納税義務者（給与所得者）」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「特別徴収義務者（給与支払者）」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ回付願います。

3 新勤務先では、C欄（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入のうえ長岡市へ送付してください。

※印の欄は届出者において記入する必要はありません。